

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応体制・受援体制の強化・見直しについて

1 災害時の滋賀県の対応方針

県庁の総力を挙げて 県民の命・生活を守る

2 重要な視点

- 迅速・効率的な災害対応
- 発災直後から生じるプッシュ型支援への対応
- 偏りのない被災地支援

3 災害時に直面する課題と必要な対応

発災直後～初動期

(1) 迅速・効率的な災害対応

- フェーズごとに生じる業務を適切に処理できる体制が必要
- 全庁対応体制
- 被災市町への迅速な人的支援



[被災地の避難所]

初動期

(2) 発災直後から生じるプッシュ型支援への対応

- 国等からの人的・物的支援を受け入れ、被災市町に配分するためのニーズ把握が必要
- (※市町ニーズ=初動期は「ヒト・モノ」が中心、応急対応期は「ヒト・サービス」が中心)
- (※石川県庁では約300人/日の政府応援職員の調整。発災翌日には36,000食分の食料支援の受入調整を実施。)
- 国から被災市町への人的・物的支援の調整
- リエゾンによる被災市町のニーズ把握

応急対応期

(3) 偏りのない被災地支援

- 県と県内市町がワンチームとなって支援を行い、被災市町間で応急対応・復旧作業の進捗に大きな差が出ないようにすることが必要
- 国・民間等から被災市町への人的・物的支援の調整
- 他県・県内市町からの応援職員の派遣調整
- リエゾンによる他県(GADM※)等との調整、被災市町への助言
- (※)総務省「応急対策職員派遣制度」の災害マネジメント総括支援員



[被災市町での国・被災県・他県リエゾン]

4 災害対応に向けた体制

上記3で整理した「災害時に必要な対応」を適切に実施するため、次のとおり全庁で災害対応に当たる体制と被災市町を支援する体制を構築する。

(1) 全庁対応体制

○人的・物的支援に係る業務を部局間で連携して行う体制を充実

- ・人的支援 県職員、被災の程度が小さい市町の職員の派遣に係る調整
- ・物的支援 食料等の支援の受入・配分・輸送に係る調整

○過去の災害事例を踏まえ災害対応に当たり必要となる業務を各部局で精査

(2) 被災市町支援体制

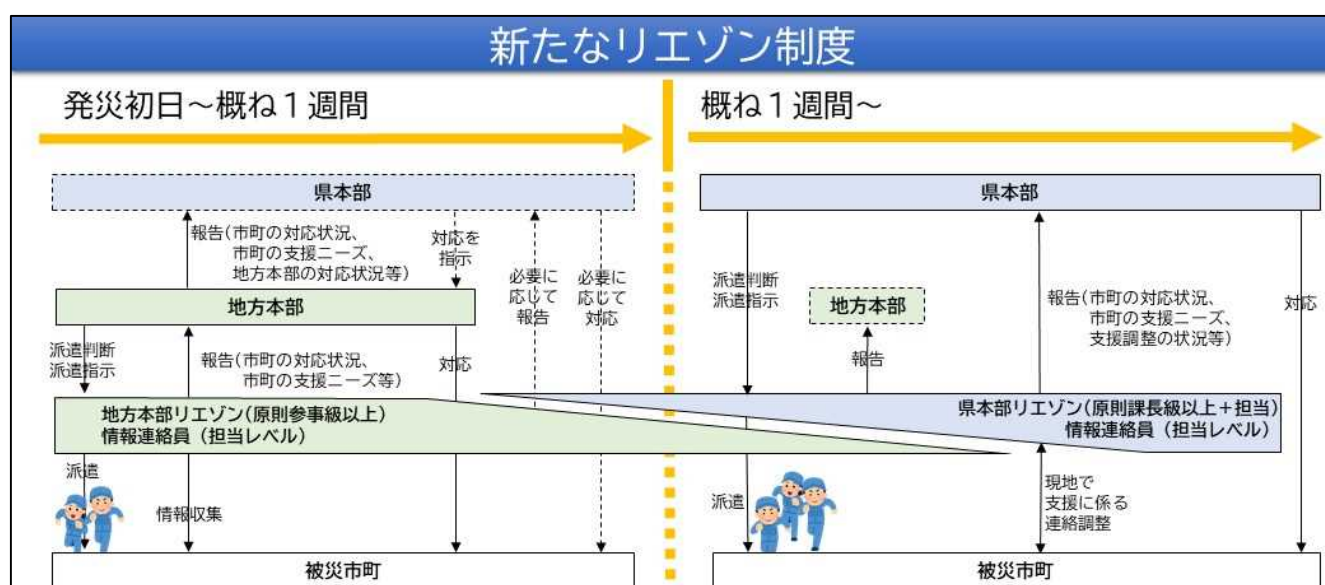
ア リエゾン制度

○被災市町に県幹部職員等を派遣するリエゾン制度を新たに構築

- ・発災初日～概ね1週間 地方本部から県職員(原則参事級以上)派遣し、支援ニーズを把握
- ・概ね1週間後以降 県本部から県職員(原則課長級以上)派遣し、支援調整

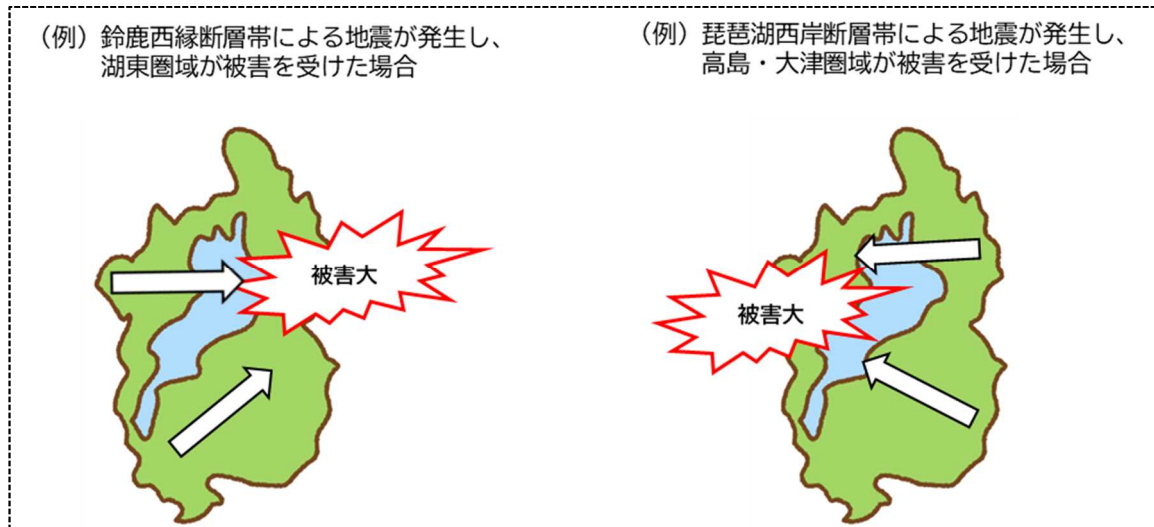
○リエゾンによるニーズ把握・調整を踏まえた被災市町の支援

- ・被災市町と県災害対策本部との調整を円滑に実施
(主な調整事項)
 - 国・民間等から被災市町への人的・物的支援
 - 他県・県内市町からの応援職員の派遣
- ・被災市町で活動する関係機関のリエゾンとの調整を円滑に実施
(主な調整事項)
 - 被災県が行う支援と国・他県が行う支援を整理して関係機関のリエゾンに支援要請



イ 市町間相互応援

○市町間相互応援の仕組みの根拠や手続きを整理することで実効性を確保



5 来年度以降の対応

構築した体制の実効性を確保し、災害対応を円滑に行うため、来年度以降次の取組を実施する。

(1) 職員の災害対応力の向上

- 全ての職員を対象に災害対応に必要な知識を習得する研修・訓練を実施
- 専門的な研修や市町と連携した訓練を通じてリエゾンを育成

(2) 受援力の強化

- 人的支援・物的支援のオペレーションを確立するための訓練を実施
- 訓練を通じて被災市町支援体制（リエゾン制度、市町相互応援の仕組み）を検証・改善

(3) 各所属における災害対応の実効性確保

- 業務継続計画の見直しを通じ、非常時優先業務を精査